

## 令和7年度第1回平塚市行政改革推進委員会議事録

開催日時 令和7年8月4日（月）午後1時30分～午後3時00分  
場 所 市庁舎本館 3階 302会議室  
出席委員 諸坂委員長、長尾副委員長、浅沼委員、石垣委員、乾委員、清水委員、久田委員  
出席者 今井副市长、津田副市长、企画政策部長、デジタル推進担当部長、総務部長、  
財政課長、デジタル推進課長、資産経営課長、行政総務課長、職員課長、  
庁舎管理課長、保険年金課課長代理  
事務局 企画政策課（課長、課長代理、主管、主査）  
傍聴者 0人  
内 容 1 委員長及び副委員長の選出  
2 議題  
(1) 平塚市行財政改革計画（2024-2027）令和6年度取組結果

### 1 委員長及び副委員長の選出

#### 【企画政策課長】

それでは、ただいまから令和7年度第1回平塚市行政改革推進委員会を開催いたします。

議事の進行は本来委員長が務めますが、委員長が選任されておりませんので、選任までの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

なお、この会議は平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますが、本日は傍聴を希望する方はいませんでしたので、このまま会議に入ります。

本日の会議は、委員7名中7名全員に御出席いただいております。

平塚市行政改革推進委員会規則第6条第2項で定める会議開催の要件である委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立となることを報告します。

それでは、委員長及び副委員長の選出についてです。

この会議は、平塚市行政改革推進委員会規則第5条により、委員長及び副委員長を置くことになっています。委員長は委員会を代表し、会議の議長を務めていただきます。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は欠けたときに、その代理を務めていただきます。

委員長及び副委員長の選出は委員の互選により決定することになっています。

まず、それぞれの選出につきまして、委員の皆様から御意見がありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

事務局に一任。

**【企画政策課長】**

今委員から事務局に一任という御意見がありましたが、他の委員はいかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【企画政策課長】**

それでは、事務局案をお示しさせていただきます。

委員長は諸坂委員に、副委員長は長尾委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【企画政策課長】**

それでは、委員長は諸坂委員、副委員長は長尾委員に決定いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

ここからの会議の進行は委員長にお願いしたいと思います。諸坂委員長お願いいたします。

## 2 議題

### (1) 平塚市行財政改革計画（2024-2027）令和6年度取組結果

**【委員長】**

改めまして、神奈川大学の諸坂でございます。

前回に引き続きまして、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事務局に代わりまして、ここから私の方で会議を進めさせていただきます。

まず、平塚市行財政改革計画（2024-2027）令和6年度取組結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

**【企画政策課課長代理】**

～ 資料1-1～1-5に基づき説明 ～

**【委員長】**

資料に沿って質疑を進めていきたいと思ひます。

まず、私から資料1-3への意見です。色々な数字が出てきています。一般の市民の目線からいくと、何千万、何億と言われても、ちょっとイメージがつかないと思ひます。

ですので、例えば前年度から比べてどれくらい増えた、減ったという説明はありますが、前年度からの増減した数字を市としてどう評価するかというところを、言葉で説明して欲しいと思ひます。

予想以上に利潤が得られたというふうに考えているか、それとも、これだけ増えたが当初の目標はもう少し上だった、だからもう少し努力する必要もあるし、前年度から比べて問題と課題が新たに浮き彫りになった等、そういうところを踏まえて補足してほしい。

また、順調といってもレンジがあります。60点ぎりぎりの合格なのか、それとも100点近い合格なのかというレンジがあると思うので、全部順調と言ってしまうと、手前味噌的に聞こえてしまう。

もう少しこれがホームページなどで公表されて、市民から何か質問を受けるとか、あるいはマスコミから取材を受ける時には、もう少し言葉で分かりやすく説明されると良いと思います。

可視化した方が、市民に伝わりやすいと思う。これは質問ではなく意見です。

#### 【企画政策課課長代理】

御意見を踏まえて表現方法について検討します。

#### 【清水委員】

資料1-1、2ページのふるさと寄附金は、ふるさと納税とは違うものでしょうか。

#### 【財政課長】

平塚市では、ふるさと納税をふるさと寄附金と申しているものであり、ふるさと納税と同じものになります。

#### 【清水委員】

平塚市は、本来いただくべき税金が他の市町村に流出してしまっているものと、他から平塚市に流入しているものと、差異はどのぐらいの状況でしょうか。

#### 【財政課長】

令和6年度は、寄附金控除で市外に流れていってしまっている金額としては、7億7000万円弱になります。令和6年度にふるさと納税で寄附をいただいた金額が1億円ちょっとですので、かなり差異は大きくなっているところです。

#### 【清水委員】

増額をするために、どのような働きかけをなされたのかということをお伺いしたい。

#### 【財政課長】

寄附金控除の額を小さくすることにつきましては、市民の方に、他市に寄附をしないでくださいと言うことは難しいので、決算の公表をした際に、これだけの額が外に流出してしまっているということが分かるように、例えば公民館が1館できるぐらいの金額ですなど、お知らせをするような取組を昨年度行いました。

また、寄附金を伸ばす取組としましては、魅力のある返礼品の登録や働きかけをしたということが取

り組んできているところです。

#### 【清水委員】

様々努力をされているとは思いますが、いかんせん金額が大きいので、是非今後とも色々と案を絞っていただければと思います。

#### 【委員長】

今、公民館が1つできるという1つのイメージがありましたが、それも可視化なのでそのような発信方法は良いと思いますが、もう一步踏み込んでいくと、税金が市外へ流出することでインフラの整備にお金がかげられなくなるということもあると思います。

となると、例えば廃道しなきゃいけないところが出てくるとか、色々なものを整理しなければいけなくなり、それが結果的に市民サービスの低下に繋がる。

公共政策の方では、危機感を共有するというような言い方をしますが、危機感を市だけが感じているだけではなく、市民にも感じて欲しい。

自分たちのまちに税金を納めないということが、どのような負の効果が自分たちの生活にしっぺ返しで返ってくるというのは、少しオブラートに包みながらも、やっぱり自分たちのまちにきちんと納税するということが、自分たちの生活の質、あるいはインフラの整備に繋がっていきますよというメッセージを分かりやすく伝えていくのが良いのではないかと思います。

公民館1館できますというのは、公民館は10も20もいないというような変な解釈をされても困るので、そういう意味では何かこう危機感をある程度ソフトに共有するやり方がいいかなと思います。政策法務や政策評価する時には、そんな形でいつも市民との政策形成でやるわけですので、参考になればと思います。

#### 【副委員長】

今のふるさと納税のお話に合わせてですが、出て行ってしまいう額が7.7億、入ってくる額が1億ということで、私もそのような数字を存じ上げておりませんでしたし、みんなで共有できる、大事な指標であると思います。

この入ってくる額をもっと増やそうという取組の中に、返礼品の数を増やしていくというものがありました。令和6年度も目標達成ということで評価されておりますが、色々な要件の兼ね合いもあり、実は逆に取り下げられたものも出てきていると思います。どんどん増やしていこうという動きそのものは、全く問題ないと思いますが、そういった除外されるものもあるということも情報共有しておいた方が良いのではないかと思います。

今後は、なかなか減るということは無いかもしれないですが、実情として皆さんと共有した方が良いと思います。

#### 【企画政策課課長代理】

資料の中にも、増やしたもののだけではなく、増減について記載するなど、検討していきたいと思いません。

#### 【浅沼委員】

資料1-3の受益者負担の適正化について、目標が令和9年度末までに累計100%とありますが、具体的にどのような目標を立てているのかを教えてください。

また、資料1-4の民間活力の活用について、可燃ごみ、プラ等の収集業務の一部委託について、市が実施していた時には1億円掛かっており、民間に委託して7,000万円になったと、効果額の算出方法で書かれておりますが、業務の一部とはどのぐらいの割合を業務委託した結果、この効果額が出ているのでしょうか。

#### 【企画政策課課長代理】

受益者負担の部分、使用料手数料の見直しについては、令和9年度までに各施設など使用料・手数料を徴収する部署が、市の使用料・手数料の算定基準に基づいて令和9年度までに見直しの判断を行うということで、令和9年度までに100%という目標設定にしています。

令和6年度については、状況の把握などに取り組んでいるところであり、達成状況は横線としています。

収集業務の民間委託の一部については、一部の地区のごみ収集業務を委託したという意味で、一部と記載しているものです。

#### 【財政課長】

受益者負担の部分について、補足で説明します。令和6年度は、算定基準に基づき、今設定している使用料手数料が現状のコストと、どの程度乖離しているかということ进行调查しています。

令和7年度につきましては、調査結果に基づき各課に働きかけをし、しっかり見直しをしていこうというように今進めているところです。

#### 【浅沼委員】

この受益者負担の見直しとは、現在、使用料や手数料を徴収している中での見直しということは理解しました。実際のところ可燃ごみは有料化されていないと思いますが、私が住んでいる地区では10月から戸別収集に変わるというチラシが入っていました。

確かに今までの収集方法だと有料化は難しいと思いますが、今後戸別収集で自分の敷地内にごみを出すということであれば、ごみの有料化もこの受益者負担の見直しに入れるべきではないでしょうか。

実際この平塚市も有料化されていないので、結構皆さんごみを出したい放題で出しているのが現状かもしれません。

以前住んでいた市では有料化されており、ごみ袋を買って出していましたが、やはり有料化だとお金がかかるという意識を持ちごみの出す量も結構減りました。

今、可燃ごみを市の方で処理されていますか、仮に10%程度のごみが減った場合、どれだけの焼却費用が減るのかなど有料化も含めて今試算とか検討されているのであれば、お聞かせいただきたい。

**【企画政策課課長代理】**

まずごみの有料化の部分につきまして、方針に入っているかというところだが、具体的にごみの有料化は計画には入っていない。

ただし、当然今後、委員が言われるように戸別収集になっていく時には、受益者負担の考え方や基準に基づいて考えていくべきと思っています。

10%程度減った時の試算については、今手元に数値を持ち合わせていないため、検討している部分があるかも含めて担当課に確認し、回答させていただきたい。

**【委員長】**

やはりそこも危機感を共有させるという、なぜ有料化にするのかという説明責任です。

単に50円を100円にしますというと、不満だけ出てくると思うが、なぜそれが上げなきゃいけないのか、上げるメリット上げなかったときのデメリットを分かりやすく説明する。

単にCO2削減などぼやっとしたことを言っても、あまりリアリティが一般の市民の皆さんの生活には無いので、そのあたり市の財政なども含めて足元の問題から語ってあげるのも良いと思います。

また、今委員からの質問の中で、一部というのが一部地域という解釈でした。ということは、この地域はこれから拡大していけばもっと収益が上がっていくという発想で良いでしょうか。

とりあえず実験的に一部やったけども今後は、その地域エリアを拡大していく。最終的には全部のエリアにするというような発想で良いでしょうか。

**【企画政策課課長代理】**

計画の中では、令和6、7、8年に地区を増やしていき、その中で見えてくる課題などを整理しながら、次にどうするか検討をしていくということとなっています。

**【久田委員】**

内容というよりは、資料の見せ方の話になりますが、資料1-4は、財政健全化成果一覧ということで、収入と支出を金額化できるものが一覧表になっていると思います。

一方、資料1-3は、数値化はできるが効果額として算定できないものを中心に書かれていると思うが、よく見ると、資料の1-4の中にある数値、例えば、資料の1-3の3ページ私有財産等の有効活用のところの、ネーミングライツ推進の5,000万、その下の基金の運用収入額の3,300万など数字が所々書いてある。

もうちょっと整理して書けば、数字は数字で、数値化できないものは数値化できないものにするのか、どのようにやるかは考える必要があるとは思いますが、あえて分ける必要があるのかなというのも思いました。もうちょっと整理して書いていただくと、見やすくなるのではないのかなと思いました。

#### 【企画政策課課長代理】

資料 1-3 は、活動するにあたって目標を設定していますが、それに対しての結果がどうだったかというところを載せさせていただいています。資料 1-4 については、財政健全化効果額を記載しています。表としてはそのように整理していますが、確かに重複している部分があるので、効果額を出すものを抽出して一つにまとめるなど、今後検討していきたいと思います。

#### 【久田委員】

結局一番分かりにくかったのは、目標の達成状況と財政健全化成果の違いがよく分からなかった。

何故同じようなことが書いてあるのに、二つの表に分かれているのか。

資料 1-4 を見ると、これはおそらく、費用や効果額が算定できるものを集めているというのは分かりますが、その辺りのところがちょっと分かりにくかった。

私が分かりにくいということは、おそらく市民の皆様も分かりにくいと思うので、どういう違いがあってということの説明すると良いと思います。

#### 【企画政策課課長代理】

検討していきたいと思います。

#### 【副委員長】

財政健全化の歳入確保の取組の中で、未利用地等の有効活用があると思います。

令和 6 年度は、効果額としても 1 億円を超えているような効果が出ており、引き続き取り組んでいただければと思っていますが、目標件数として、各年度 10 件以上というようにあります。

令和 7、8、9 年の見通しが、急に使わない土地が出てくるわけではないと思いますので、見通しがどのような状況にあって、例えば 1 年目は 1 億円出たけど、これから先は小さなものが多くて、金額としてもそれほど見込めないのかなど、そのような見通しが出ているのであれば、教えていただける範囲で教えていただきたい。また、年度よりも 4 年間の中で、こういったものを何とかしていこうというようなところの計画で取り組んだほうが良いのではないかと思います。

#### 【資産経営課長】

本市は、未利用地等の利活用基本方針を策定しており、この基本方針に基づき、未利用地や、用途廃止を予定している土地について、今後、行政目的で利活用をする予定があるかどうかというものを定期的に、年 2 回ほど、庁内に照会をかけています。

基本的には未利用地については、行政目的での利用を最優先して検討しますが、行政目的の利用が無いというような場合には、売却、売り払いや、場合によっては今後もしかしたら何十年後かまた行政目的で利用するような可能性があるようなものは、貸付を検討しております。

今後の令和 7、8、9 の 3 か年の予定ですが、今年度は 1 件すでに入札の方を行っております。下半期

にもう1件ぐらい入札を行いたいと考えております。

次年度の令和8年度ですが、今現在、民間に貸付している土地があるのですが、今年度で貸付が終了しますので、終了しましたら次年度に売却していきたいと考えています。

令和9年度につきましては、令和8年度中に用途廃止となる建物がありますので、令和9年度に売却をしていきたいと考えています。

大きな物件につきましては、庁内で照会をし、行政利用が無いものについては、売却や貸付、そのような方向で検討を進めています。

#### 【乾委員】

今の未利用地等の有効活用というところで、以前、ハローワークや税務署があった土地があるかと思いますが、そちらの方が解体をされてそのままの状態になっているので、今後利用の計画等があれば伺いたいと思います。

#### 【企画政策課課長代理】

ハローワークの当該土地につきましては、国有地になりますので、跡地の利活用等については、国の方で決定するものになっていくということになります。

今現在市の資産を管理する所管には、情報は特に入ってきていない状況になります。

頂きました御意見につきましては、国の方、税務署の方にはこういった御意見があるということでお伝えしたいと思います。

#### 【委員長】

その土地は廃墟化や雑草が繁茂、あるいは害虫が発生し、地域住民の皆さんに何か迷惑がかかってしまっているのでしょうか。

#### 【乾委員】

ガラスとかを誰かが壊したりなどありましたけど、もう7、8年以上前から今の状態じゃないかと思っています。

#### 【委員長】

そういう地域住民の皆さんからの不満。廃墟化されて景観的にも平塚市として良くない。

それも含めて、国に対して何とかしろということは、今、国と地方は対等関係ですから、きちっとやれということを市から発信するのは可能かなと思います。

更地にするなら更地にしろという形で、管理しなさいと、今管理不行届になっているような状態であれば、市から言うべきだと思います。加えてそういうところがあれば、これは県有地であるとか、これは国有地であるとか、そういうところを全部見直して早く綺麗にしろというのを、県に対してあるいは国に対して言うのも、これは財政健全化の一つのポイントだと思います。

**【石垣委員】**

基本的なことでも申し訳ないが、この資料は公表をするという前提の資料でしょうか。

**【企画政策課課長代理】**

資料は、議会への情報提供と本市ホームページに掲載する予定です。

**【石垣委員】**

資料1-1の3ページ、資料1-4に財政健全化効果額が載せられているが、これは3年間の効果額でしょうか。令和6年度分のみでしょうか。

**【企画政策課課長代理】**

令和6年度の1年分、令和6年度の結果です。

**【石垣委員】**

令和4年や5年の効果額もどこかに載せてあるということでしょうか。

**【企画政策課課長代理】**

第7次の計画にはなりますがホームページに掲載しています。  
今回の効果額は令和6年度の取組結果ということで、今後掲載する予定となっています。

**【石垣委員】**

決算書を見ると、収入は減っておりリンクしていないので、決算書は減っているのに、財政健全化効果額はずっと増えているところばかりアピールしている形に、それが目的だとは思いますが、もう少し明記の仕方を工夫した方が、これだけだと分かりにくい。

3年間なのか、1年間なのか、全部見ている人は分かるかもしれないが、今回だけを見ると分かりにくいのと、あとは財政健全化のための収入がこれだけ増えたというところは、やはりもうちょっと分かりやすく載せた方がいいかなとは思いますが。

**【委員長】**

資料1-1の4ページ目の手続きのオンライン化の84%というのは非常に高い数字かなと思いますが、政策評価的に言うと16%が重要です。

これを90~95%に上げていく努力は今後もしていかないといけないと思いますので、その辺をぜひ頑張ってくださいと思います。これも単なる意見、感想です。

**【デジタル推進課長】**

資料 1-4 のオンラインのところの 84%ですが、こちらの数字の出し方はオンライン化をしようと計画している手続きが 713 件あって、そのうち実際に実施したのは 601 件で 84%ということです。残り 16%を上げていくように頑張っていきたいと考えています。

**【清水委員】**

資料 1-3 の 2 ページ、債権の適正な管理の収納率について、ここに関しては努力されて、コンマいくつですが、なかなか達成してないところもあるというような結果だというように承知をしているが、やはり納付すべきものを取れてないというのは、やはりこれはどうなのかなと思う。

それぞれの自治体が非常に苦勞されているところだとは思いますが、今回も弁護士法人さんに依頼をしながらやっているというところも聞いているが、収納率で極端に低いところはやっぱりどうにかならないのかなと、市民目線からだと思います。行政の方は一生懸命やっていると思いますが、いかがでしょうか。意見です。

**【企画政策課課長代理】**

本当に受益者負担の原則というところで、使った分は払ってもらうべきというところではありますが、実際、収納率が低いところ、例えば国民健康保険は全体では 78%となっていて、滞納繰越分のところはかなり下げている要因になっています。

ただ担当課の方では、そこについて、どう差し押さえしていくのかとか、そもそも滞納繰越分に行かせないように、現年のところで、どのようなアプローチをしていくか、口座振替してもらうかなど、そういった工夫は、日々考えているところではあるようですので、引き続きそこについてはしっかりやっていくというふうに思っております。

**【清水委員】**

資料 1-4 にネーミングライツの一覧が出ているが、シーテラスはネーミングライツしないのでしょうか。

**【企画政策課長】**

シーテラスにつきましては、ひらつかシーテラスという愛称を皆様に公表させていただいたところで、施設の状況などを総合的に判断して、この物件につきましては、愛称で皆様に親しんでいただくというような方針となっています。

**【委員長】**

国民健康保険税の債権は、強制徴収できるものか。

**【企画政策課課長代理】**

強制徴収できる債権である。

### 【委員長】

そうするとやはり差し押さえということになると思うが、どうしても福祉の分野なので、なかなかデリケートな問題、人権の問題なども絡んでくるというところもあると思うので。

さすがに一部の民間企業のような、ドライなアプローチができないというのも行政の仕事をしていると何となくそういう肌感覚的には思うところもあるので、バランスが難しいかなと思いつつ、真面目に払っている人がいるので、モラルハザードだけは生まないように、やっぱりきちんと対応するところは対応していかないといけないかなとは思っています。

### 【浅沼委員】

資料1-5の25ページの債権の適正な管理について、現年度分と滞納分を合計した調定額が多い債権を重点債権と定義されておりますが、資料1-3の債権の適正な管理の部分を見させていただくと、収納率が98%とか98.5%、後期高齢では99.5%の収納率があるにもかかわらず、それも重点債権ということで取り組まれています。

これだけの収納率があるのであれば、逆に言うと国民健康保険税とか、生活保護の返還金など極端に収納額が低いところに、人的パワーを投入していただいて、そういうものを重点債権として取り組んでいただいた方がいいのではないかと思います。

この重点債権の収納率について現年度分と滞納繰越分の合計により目標収納率を設定されている理由をお聞きしたい。本来の債権管理としては、現年度分と過年度分で管理していただいてそれぞれの目標値を設定して、達成状況を評価されるべきだと思います。

また、資料1-4に記載されている、効果額の算出方法の収納率向上分の内訳がよくわからないので、ご説明いただきたい。

加えて、一部回収が困難な債権について、今後弁護士に委託するというようなことも書かれていますが、この一部回収が困難な債権というのはどのような債権を委託していく方向なのか、お聞きしたいと思います。

### 【企画政策課課長代理】

まず現年度分と滞納繰越分の合計としている理由について、各課において現年度分と滞納繰越分それぞれの収納率を分析して、いかに上げていくかというような取組を行っているところではありますが、本計画では、市として分かりやすくするために、債権全体で、前年度より向上させるという観点から、合計の収納率を採用させていただいているものです。

そのようなことから資料1-4でも、合計収納率の向上分しか載せておりませんが、今後見せ方という部分で、現年分や滞納繰越分の表記、何%から何%にアップしたといったような、より理解しやすい、分かりやすい表記について検討していきたいと思っています。

一部回収が困難な債権についてですが、各債権の所管課で督促や催告を行うなど、回収に努めているものの、なかなか回収に至っていない債権のうち、弁護士法人への委託を検討したものを一部回収困難な

債権というふうに表現しています。

弁護士法人への委託に向けた検討においては、弁護士法人で債権回収業務の受託の実績があるもの等を対象としているところです。

具体的な債権としては公立保育園等利用児童給食費負担金、児童手当返還金、児童扶養手当返還金、小児医療助成費返還金、ひとり親家庭等医療助成費返還金、霊園墓地管理料、住宅使用料の家賃及び駐車場使用料、学校給食費の9件となっています。

**【浅沼委員】**

生活保護費の返還金は、どのぐらいの債権額があるのですか。

**【企画政策課課長代理】**

生活保護費の返還金は、現年度の調定額1億円に対して、収入が4,900万円、滞納繰越分が4億円に対して1,700万円という状況です。

**【浅沼委員】**

弁護士法人には委託しない方針だと思いますが、これを市としてどういう形で徴収率を上げていく方向を検討されているのでしょうか。

**【企画政策課課長代理】**

担当課の方からは、ケースワーカーによる納付指導、催告状の発送など基本的なところではあるが、そこを徹底していくというようなところで報告を受けています。

**【委員長】**

もうそういう督促的なものは出していて、イメージや憶測であんまり言うてはいけないかもしれないが、さらに督促を重ねてもちょっと確信犯的に払わないというか、ちょっと穿った見方をせざるを得ないケースがあるとすれば、督促や行政指導を何度も何度もやっても回収できないケースについて、そこを何とかというところが必要です。

時効になると回収できなくなるので、やはりある程度の時間の中でやらなければいけない仕事なので、色々事情はあるかもしれませんが、真面目に払った人にも人権がありますので、モラルハザードだけは生んではいけない。

その辺りは少し担当課に、委員会でこういう発言が出たのでということで、督促の上塗りだけではないのではないかと、次のステップを考えなければいけないのではないかとという意見が出ましたということをお話しされると良いと思います。

**【石垣委員】**

ご遺族サポートコーナーのDX化による利用者の満足度というところで伺いたい。

私は税理士として、相続も関わります。若い方は良いのですが、高齢者の方にとってDX化というのはかなり足かせになっているところもあります。

それに対して、もちろんノーとは言えないのですが、高齢者の方の満足度を上げるための努力としてどのような、1つご遺族サポートコーナーのところで予約が取りづらいところを改善したということは載っていますが、予約を改善するためということで予約をするためには、パソコンを触って予約をしている。つまり、私たちがしていたり、若い遺族が高齢者の代わりにしていたりするところもあると思いますが、その辺りのサポート体制というか、どのように取り組むのかなというのがとても気になりまして、質問させてもらいます。

#### 【デジタル推進課長】

ご遺族サポートコーナーは予約制と、予約がなくてもそのまま来ていただければ対応しているというところになります。インターネット上で予約を取れる方は、やっていただいた方が便利ということはありませんが、できない方については、電話などでも予約は対応しておりますので、従来型の手続きも引き続き用意していくというようなことになると思います。

#### 【石垣委員】

そうすると今後も両方の手続きを用意していくという形か。

#### 【デジタル推進課長】

効率化ということ考えると全部デジタルにした方が効率化はしますが、やはりデジタルを使えない方もいますので、そういう方に対しては、従来型のアナログというものも必要なところにおいては、並行してやっていく、やらざるを得ないというふうに思っています。

#### 【委員長】

過渡期だとは思いますが。あと10年たてばパソコンを使えるお年寄りもかなり増えていくと思います。

#### 【副委員長】

自動車産業に携わっている者として、興味があったのが公用車利用の最適化ということで、現在90台の車両をお持ちになっているものを、目標としては60台まで削減していこうというその手段として、管理方法を改善するなどが挙がっていました。

この90台というのは、美術館の東側のスペースにあるものがほとんどと考えてよろしいでしょうか。

あそこは非常に市民の方の目にも触れる場所ですので、その車両がみんな忙しく出払ってれば効率よく活用されているというのがわかると思いますし、是非とも取り組んでいただきたい。

環境面においても非常にいい取組になりますので、是非これはアピールしていただきたい。

また、30台の駐車スペースもかなりの面積になるかと思しますので、そのようなものも、成果としては、市民の皆さんにアピールすべきものではないかと思しますので、よろしく願いいたします。

**【企画政策課課長代理】**

美術館の隣の駐車場については、国の方から有償で借り受けている駐車場になっています。

ですので、例えばその空いた分をさらに貸すなどはできませんが、例えば、他の公共施設が休館する間の駐車場に使うなど、その時々状況に応じた有効な利活用をしていきたいと思っております。

そこをPRするかどうかというところは、また検討させていただきたいと思っております。

**【委員長】**

その他よろしいでしょうか。時間もそろそろですので、このあたりで切り上げたいと思っております。

また追加でお気づきの点ございましたら事務局の方にメールで御連絡をいただければ、対応いただけるかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議題、平塚市行財政改革計画（2024-2027）令和6年度取組結果についてはここまでとさせていただきます。

本日の議題は以上ですが、全体を通じて何か委員の皆様から要望等も含めて、御意見ありますでしょうか。

～特になし～

**【委員長】**

他にも何かお気づきの点があれば、またメールで事務局までお知らせをいただければと思っております。

それでは本日の議題はすべて終了しましたので、事務局の方に進行をお返しいたします。

～ 閉会 ～